

(案)

那珂市教育大綱

～豊かな心と文化を育む

教育のまちづくり～



平成28年 月

那 珂 市

～ 目 次 ～

< 大綱策定の趣旨 >	—————	1
< 関連計画との整理 >	—————	1
< 大綱の期間 >	—————	1
< 大綱の基本理念 >	—————	2
< 大綱の基本施策 >	—————	3
< 基本施策の方針 >	—————	3
施策1 個性と創造性を育む学校教育の充実を図る	—————	3
施策2 生涯にわたり学ぶことができる環境の充実を図る	—	4
施策3 生涯にわたりスポーツに親しめる環境の充実を図る	—	4
施策4 未来を担う青少年の健全育成を図る	—————	5
施策5 貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る	——	5
(参考) < 施策の展開方向 >	—————	6

＜大綱策定の趣旨＞

この大綱は、那珂市の学校教育及び生涯学習、伝統文化等の振興に関する総合的な基本施策の方針を定めるものです。

平成27年4月1日一部改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、大綱は「総合教育会議」において協議し、首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有してとりまとめられたものです。

また、参考として、基本施策の方針を推進していく施策の展開方向を示します。

＜関連計画との整理＞

那珂市では、平成25年3月に、平成30年3月までの5年間のまちづくりの指針として「第1次那珂市総合計画後期基本計画」を策定しました。

大綱は、総合計画との整合性を保ちながら、総合計画の基本的な方針を参酌し策定したものです。

大綱に示す基本施策の方針を展開していくため、那珂市の教育振興基本計画に位置付ける「那珂市教育プラン」を実施計画とし、事業の推進・充実を図っていきます。

＜大綱の期間＞

期間は、平成27年度～平成30年度までの4年間としますが、第1次那珂市総合計画後期基本計画の今後の見直しに併せ、大綱の見直しについても検討していきます。

<大綱の基本理念>

那珂市の教育は、「豊かな心と文化を育む教育のまちづくり」という基本理念のもと、「まちづくりは人づくりから」という基本的な考え方に立って、児童・生徒の学力向上と心身ともに健全な成長を促すために、「なかつこ宣言」の精神を大事にしながら、たくましい心と郷土を愛する思いやりをもった、社会に貢献できる人づくりを目指します。

さらに、子どもを育てやすい環境づくりを行うとともに、学校・家庭・地域が一体となって、未来を担う子どもの「豊かな心」と「生きる力」を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人ひとりが意欲を持って、生涯学習に参加できる環境の整備と那珂市の伝統文化・歴史資産を活用したまちづくりにより、文化・スポーツを育む人づくりを進めます。

【 なかつこ宣言 】

- 一 げんき 元気よくあいさつします。
- 二 だれにもやさしくします。
- 三 きまりをまも守ってせいかつ生活します。
- 四 がまんつよ強くがんばります。
- 五 ゆめ夢に向かってむどりよく努力します。
- 六 ふるさとをたいせつ大切にします。

平成21年5月18日制定

那珂市各小学校代表児童「なかつこ宣言策定委員会」

<大綱の基本施策>

～ 第1次那珂市総合計画後期基本計画に基づき、
那珂市の教育は、つぎの5つを基本施策とします。～

- 施策1 個性と創造性を育む学校教育の充実を図る
- 施策2 生涯にわたり学ぶことができる環境の充実を図る
- 施策3 生涯にわたりスポーツに親しめる環境の充実を図る
- 施策4 未来を担う青少年の健全育成を図る
- 施策5 貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る

<基本施策の方針>

施策1 個性と創造性を育む学校教育の充実を図る（幼稚園・学校教育）

児童生徒の基礎的・基本的な知識と技能の習得に努めるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図ります。そのため、小・中学校へ非常勤講師や障がい児学習指導員等の配置や、中学校8年生9年生については、市独自に35人学級を実施していきます。

特に、英語教育については、社会の急速なグローバル化に対応するため、小学校からの英語教育が重要になります。これまでの成果と課題を踏まえながら、コミュニケーション能力を養う英語教育を実施していきます。

そのために、教職員のスキルアップにつながる研修の充実と、外国語指導助手（ALT）の有効活用を図ってまいります。

また、小学校教育の6年間と中学校教育の3年間の9年間を見通し、個々に応じた一貫したきめ細かな指導を行い、教育効果の向上を目指した小中一貫教育を推進していきます。併せて、教職員を対象とした教科・領域研修や特別支援教育研修、生徒指導研修などを実施し、教員の小中一貫

教育に対する意識改革や指導力の向上を図っていきます。

さらに、学校生活への悩みを持つ児童生徒、保護者及び教職員の多様な教育相談に応じるため、教育支援センター機能を充実するとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラーによる指導や支援をしていきます。

いじめ問題については、「いじめは絶対に許さない」との意識をすべての人が持ち（市民）と共有し、地域社会全体で児童生徒を見守りながら、いじめ問題の克服に取り組んでいきます。

幼児教育では、平成27年4月にスタートした子ども子育て支援制度や那珂市立幼稚園教育振興計画に基づき、特別支援教育や預かり保育などを充実し、小学校教育との連携を強化を図りながら、視野に、幼稚園教育の一層の充実に努めていきます。

また、市立幼稚園の再編を計画的に進めていきます。

施策2 生涯にわたり学ぶことができる環境の充実を図る（生涯学習）

中央公民館では、講座の充実や事業の積極的な展開など、多様化する市民ニーズに対応するとともに、各地区まちづくり委員会との連携を深め、生涯学習活動を推進していきます。

市立図書館では、生涯学習の身近な拠点として、多くの市民が読書を生活の一部として取り入れるなど、文化的で生きがいのある暮らしができるよう読書環境等の充実に努めていきます。また、学校と市立図書館との連携を図りや図書館ボランティア等の活用を図り、子ども達の読書活動を支援していきます。

芸術文化では、芸術・文化の振興と発展を図るため、文化協会等の自主的な活動の支援や、市民参加型のイベントを実施していきます。

施策3 生涯にわたりスポーツに親しめる環境の充実を図る（生涯スポーツ）

那珂市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯にわたるスポーツの推進・~~進行を図るとともに~~による市民の健康づくりを実施するため、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめるよう総合型地域スポーツクラブ「ひまわりスポーツクラブ」を支援していきます。

また、那珂総合公園を活用して、市民のニーズに応じた水泳教室をはじめとする各種スポーツ教室や講習会の充実を図り、スポーツに親しむきっかけづくりやともに楽しむ仲間づくりの場を提供し、市民の健康の維持・増進に努めていきます。

施策4 未来を担う青少年の健全育成を図る（青少年健全育成）

青少年の健全育成を推進するため、~~青少年相談員を配置し相談体制の充実を図っていきます。~~ ~~青少年育成那珂市民会議と一体となった運動を展開していきます。~~

家庭教育では、家庭教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域・~~ボランティアなど、関係機関との連携をより一層深め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進していきます。~~

また、ふるさと教室等における体験事業の充実により、小学生のふるさとを愛する心と社会性の涵養を図っていきます。

施策5 貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る（歴史伝統文化）

歴史民俗資料館では、文化遺産に接する機会を提供し、~~市民の郷土の歴史や文化財への深い理解と関心を高められるよう、季節展や企画展の充実を図っていきます。~~

また、那珂市の郷土資料を、幼稚園や小中学校の遠足、校外学習や調べ学習等で積極的に活用していきます。

市の歴史遺産については、市民との協働により、額田城跡をはじめ各種の歴史遺産の保存を進めていきます。さらに、次代を担う子どもたちや多くの市民の~~に郷土那珂市へのさらなる理解と愛着を深めるため、「那珂市史」や平成27年3月に発行した「那珂市の先人たち」などの歴史資料を刊行してきた市史編さん事業を進めていきます。~~

小中学校においては、小中一貫教育推進事業で作成する「那珂市道徳郷土資料集」で那珂市の自然・文化及び先人たちを取り上げ、郷土を知るための教材資料として活用していきます。

参 考

関係法令条文（抜粋）

○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日より施行された。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。



那珂市民憲章

わたしたち那珂市民は、那珂・久慈の清らかな流れと豊かな緑に恵まれた郷土を愛し、市民としての誇りを持ち、明るく住みよいまちをめざします。

- 1 すこやかな心と体をつくりましょう
- 1 伝統を大切にし教養をふかめましょう
- 1 助け合い思いやる心をもちましょう
- 1 きまりを守り安全を心がけましょう
- 1 自然を愛し資源をいかしましょう

平成21年9月3日制定